

令和6年第1回

沼田町教育委員会臨時会会議録

※非公開に係る議案を除く

令和6年第1回沼田町教育委員会臨時会会議録

1. 期 日 令和6年3月27日(水) 午後4時30分～午後4時58分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター1階 会議室

3. 出席委員

教 育 長	三 浦 剛
教育長代理	青 木 健 治
委 員	沼 本 綾
委 員	松 尾 敦 史
委 員	林 里 美

4. 出席職員

課 長	赤 井 圭 二
参 事	春 山 顕 一
主 幹	斉 藤 真 二
アドバイザー	元 木 和 芳

5. 議 事

議案第 7号	沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 8号	沼田町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
議案第 9号	沼田町立沼田学園の学園長・副学園長の決定について
議案第10号	沼田学園入学式の告辞文(案)について
議案第11号	沼田町社会教育委員の委嘱について
議案第12号	沼田町スポーツ推進委員の委嘱について

6. 付議案件は次のとおり

前会会議録の承認
教育長の報告
その他

【開会】

○教育長

ただいまから 令和6年第1回沼田町教育委員会臨時会を開会いたします。

議案の2番目、前会会議録の承認についてを議題といたします。課長より説明をお願いします。

○赤井課長

それでは、前会会議録について、その概要を説明いたします。

令和6年2月21日に召集されました第1回教育委員会定例会は、4人の委員に出席いただき、職員は5人が出席いたしました。

教育長の報告として、初めに児童生徒のインフルエンザの罹患状況を報告した後、新年度の教職員人事について、小学校においては定数加配の予定であること、また、中学校では、特別支援学級の在籍者数減により教職員1名減となる予定であることを報告しております。

次に、沼田中学校の高校受験出願状況として、中学3年生25名全員が進学希望であることを報告し、最後に、新年度予算について、一般会計総額55億3000万円となっていることを報告しております。

次に、議案6件のご審議をいただいております。まず、議案第1号としては、令和5年度沼田町一般会計教育費補正予算案については、年度末までに見込む各施設の除雪委託料や光熱水費の増、そして、社会教育事業や海洋センター機械設備改修工事の執行残を整理する補正予算についてご審議いただき、ご了承いただいております。

議案第2号については、令和6年度沼田町教育行政執行方針案について、内容を審議いただき、第1回の定例議会に提出することでご承認いただいております。

議案第3号として、令和6年度沼田町一般会計教育費予算案について、第1回定例会議会提案予定の総額教育費予算2億6131万1000円のご審議をいただき、ご承認いただいております。

議案第4号としては、令和6年度要保護・準要保護児童生徒の決定について、4世帯6名の児童生徒についてご審議いただき、決定させていただいております。

議案第5号として、沼田町子どもの読書活動推進計画第3期案については、4年計画として更新することでご承認いただいております。

最後に、議案第6号、沼田学園卒業式の告示文案については、提案の通り提出することでご承認いただいております。

以上、前会会議録の報告とさせていただきます。ご承認下さいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長

前会会議録の説明が終わりました。お諮りいたします。これを承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

はい、ありがとうございます。

異議なしということで、前会会議録は承認することに決しました。

議案の3番目、教育長の報告について申し上げます。

まず、ASHIMOI KANKO 高穂スキー場の関係であります。ASHIMOI KANKO 高穂スキー場につきましては、3月3日にクローズいたしました。リニューアルオープンしまして2年目となりましたが、使用料では2年連続で400万円を超え、乗車数では、悪天候や暖気によって臨時休業としたことが影響しまして、10万人を突破することはできませんでしたが、多くのご利用をいただきました。学校関係では、本年は、多度志小学校、秩父別小学校、雨竜中学校、留萌市立緑が丘小学校の4校がスキー事業でのご利用をいただきました。引き続き、深川市内の学校や留萌市内の学校への営業を行い、利用者増加につながるよう期待しているところであります。

次に、議会定例会が3月の6日から13日まで開催されまして、うち4日間は予算等特別委員会でありました。一般質問では、長野議員から、コミュニティスクールをフルに活用して学校運営に協力してもらってはどうかとの質問をいただきまして、それに対しまして、幅広く町民にお力添えいただくことを検討していくとの回答をさせていただいております。

また、篠原議員から、義務教育費にかかる保護者負担の軽減についての質問がありまして、この質問に対しましては、町単独ではなく、国の義務教育費の負担の考え方に準じて対応していくとともに、物価上昇や子育て支援などの施策で必要となれば適切に対応していくとの答弁をさせていただいております。

予算委員会での教育委員会に対する質問ですが、総括質疑で、超少子高齢化の学校部活動の応援についてという件で、予算の中では、応援スタンド看板、スポーツ文化振興助成金の支援額、部活動の地域移行に関する質問がありました。応援スタンドについては、まずは移動式マグネット掲示板を設置して子供たちの活躍を発信していくとお答えさせていただいております。

また、スポーツ文化振興基金助成金の支援額については、北空知1市5町で同レベルでの支援ができるよう検討していくとともに、部活動の地域移行に関しては、児童生徒、保護者、先生全員にニーズ調査を実施して、市町村での地域協議会で協議をしながら、1市

5町全体協議会でまとめていく方針を答弁させていただいております。

次に、教職員の人事の関係であります。先日、LINEでお知らせしましたが、お手元の方に配布させていただきますので、今一度ご確認をお願いいたします。

また、役場の人事異動に伴い機構図を配布させていただいておりますが、教育委員会関係で川嶋主査が主幹に昇格されまして総務財政課に。代わって産業創出課から前田主査が配属されます。その他、北海道教育委員会との人事交流事業により、2年間、和田主事が北海道立生涯学習推進センターへ派遣され、代わって北海道教育庁より芦名美彩主事が教育委員会に配属されることになっております。皆さんの更なる活躍を期待しているところであります。

以上、教育長の報告を終わらせていただきます。何かご質問等ございますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

よろしいでしょうか。なければ、4番の議事に入ります。

議案第7号 沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○赤井課長

はい。それでは、議案第7号でございます。

議案第7号 沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則について。

沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則を提出する。令和6年3月27日提出、教育長名でございます。

沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則、沼田町立学校管理規則、昭和55年教育委員会規則第1号の一部を次のように改正する。第6条の次に、次の1条を加える。

以下、条文の朗読を省略しまして、提案理由を説明いたします。本改正規則については、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容及びその例を明らかにし、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにするための規則改正を行うものであります。なお、後ほど要項等で説明いたしますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上、提案理由とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長

はい、説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

(質問等なし)

○教育長

議案第8号に関連する内容でございますので、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(賛同の声あり)

○教育長

それでは、議案第7号 沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則については、提案の通り決定することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第7号は提案の通り決定いたしました。

議案第8号 沼田町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例ならびに職務の遂行に関する要綱の制定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○赤井課長

はい。議案第8号 沼田町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例ならびに職務の遂行に関する要綱の制定について。

沼田町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例ならびに職務の遂行に関する要項を別紙の通り制定する。令和6年3月27日提出、教育長名でございます。

次のページ(別紙)の要項をご覧いただきたいと思っております。

先ほど第7号で、沼田町立学校管理規則でご承認いただきました、町立学校の養護教諭と栄養教諭の明確化に関する要綱でございます。これは、服務監督権者である教育長が定めるものであります。第1条でございますけれども、目的としましては、ただいま申し上げたように、標準的な職務の内容、そしてその例を明らかに、つまり教諭の資質向上や職務の明確化をすることで、それをもって専門性を発揮していただくための要綱になります。特に、本来職務に集中できるよう環境を整備するために要綱を制定するものであります。

第2条では、養護教諭の標準的な職務を掲げております。別表第1をおめくりください。次のページです。簡単に説明させていただきます。この別表第1については、養護教諭の職務でございます。特に、保健管理としては、健康診断、それから健康観察、あるいは救急措置、感染症予防、学校環境衛生が職務の中心になってまいります。また、健康相談、保健室の経営など、保健管理に関することを標準的な職務として明確化しております。

また、各教科における指導としては、保健教育として、その指導としてチームティーチングなど、あるいは教材の作成などをして教科に参画していくということで、内容の例として掲げております。

なお、養護教諭につきましては、備考欄に書いてますけども、保健の教科あるいは教授の担当する教諭・講師となることもできるとされております。

また、校長は、今ほど説明しました業務に掲げてない職務であっても、養護教養の職務として、職務を掲げることが可能であるとなっております。

続きまして、次のページの別表第2の栄養教諭をご覧いただきたいと思います。

栄養教諭については、北空知圏学校給食組合全体の栄養教諭として本務校に就いて、沼田町の学校の方には年に数回ほど食育で来ていただいておりますけども、特に標準的な職務としては、まず食育に関すること、食に関する指導、全体計画、給食指導、それから教科への参画が挙げられます。また、健康管理、相談指導なども個別に行うことができると。

また、学校給食に関しましては、栄養管理に関すること、それから衛生管理に関すること、ということで、標準的な職務内容を記載して、これを校長がしっかりと管理して公務分掌を掲げるということになっております。

元の議案、要綱の方に戻っていただきまして、別紙の要綱にお戻りください。ただいま2条、3条を説明しました。さらに、最後の第4条の方では、今ほど言いました職務の遂行に際して校長が留意すべき点を明確化しております。

特に、(2)の方で、これら標準的職務を校務分掌としてしっかり定めて、担う職務を曖昧にならないよう具体的に定めるとしております。また、この校務分掌に基づき、適切な役割分担、スタッフの協力、連携が求められるように図っております。

最後に、(4)では、校長が認めるものについては校務分掌に位置付けることができるということも明確化させております。

以上、第7条からの学校管理規則にかかって、それから第8条の要綱の制定について詳細を説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いいたします。

○青木代行

これに関しては、なんかあんまり見たことなかったという感じが。道や、全国的な部分で、この件に関する指令はあるんでしょうか。

○赤井課長

国の方から養護・栄養教諭の資質能力の向上ということで、調査研究者会議が 昨年の令和5年の1月に公表されております。国の機関で議論をして公表されております。それを受けて文科省が令和5年7月に通知をして、各学校において、教育委員会において明確化せよという通知が来ております。それに基づく規則改正でございます。

○教育長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第8号 沼田町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びこの例ならびに職務の遂行に関する情報の設定については、提案のとおり決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで。議案第8号は提案の通り決定いたしました。

議案第9号 沼田町立沼田学園の学園長、副学園長の決定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○赤井課長

議案第9号 沼田町立沼田学園の学園長、副学園長の決定について。

このことについて、沼田町立沼田学園の学園長、副学園長を下記の通り任命する。令和6年3月27日提出。教育長名でございます。

記とありますが、説明申し上げます。

沼田学園の学園長、副学園長につきましては、基本、任期2年としておりますけども、毎年、校長の人事に基づいてそれぞれ任命しているところでございます。

本年度、令和6年度からにつきましては、昨年、里館校長が学園長に就任しておりますけども、この任期を待たずして学園長を正副交代することとし、逆に、令和5年度に校長に着任していた吉田校長は、この1年間副学園長だったんですが、吉田校長を学園長として任命。それに伴い、里館校長が副学園長ということで提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長

はい。今回、これまで2年間ずつ交代でやっていたんですが、今年、私が（教育長に）就任して、管理職の人事で色々と教育局、空地教育局長とお話させていただいた時に、や

っぱりこれまでの校長先生を沼田で4年というサイクルが厳しいと。他の町の他の学校の例を見ますと、大体2年から3年ぐらいで動くサイクルで回っているので、その辺も鑑みまして、その年その年の状況を見ながら決定していく方が望ましいだろうということ。正直、2年で動くとなれば、来年、吉田校長が動く可能性も出てきますし、それぞれの校長と一緒に動く可能性もございますし、そんなことを考えますと、教頭との連携等も含めて、柔軟に対応していく方がよろしいかなということを考えまして、1年任期に改めさせていただきたいなという風に考えております。その点を付け加えまして、ご審議いただければと思います。

この点につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○教育長

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。

議案第9号 沼田町立沼田学園の学園長、副学園長の決定については、提案の通り決定することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第9号は提案の通り決定いたしました。

議案第10号 沼田学園入学式の告示文案について議題といたします。説明をお願いいたします。

○赤井課長

議案第10号 沼田学園入学式の告示文案について

沼田学園入学式の告示文案を別紙の通り提出する。令和6年3月27日提出。教育長名でございます。

まず別紙の1枚目、これが小学校入学に向けた告示、それから2枚目の別紙が中学校入学に向けた告知となっております。それぞれ、4月8日に举行されます入学式における教育委員会の告示文として提出させていただくことでご提案申し上げます。なお、卒業式と同様に告示文を配布という形で進めさせていただくことも含め、ご理解いただきますようご審議のほどよろしくお願いいたします。内容の説明については省略させていただきます。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。何かお気づきの点等ございましたら、また事務局の方にご連絡いただくこととしましてよろしいですか。それではお諮りいたします。

議案第10号沼田学園入学式の告示文案については、提案の通り決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ありがとうございます。異議なしということで、議案第10号は提案の通り決定いたしました。

議案第11号 沼田町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○赤井課長

議案第11号 沼田町社会教育委員の委嘱について

沼田町社会教育委員として別紙のものを委嘱する。令和6年3月27日提出。教育長名でございます。

別紙名簿をご覧ください。沼田町社会教育委員名簿になります。社会教育委員の任期につきましては、社会教育委員設置条例第4条で、2年となっております。今回、令和6年度から7年度、8年3月31日までの委嘱をするものです。

今回、退任希望で退任されます3名、下段になりますけれども、中学校の里館校長、それから会社員の矢部さん、それから小学校校長の吉田校長。この3名が退任希望ということで申し出ております。

この退任されます3名に伴いまして、新たに3名の社会教育委員を任命する提案でございます。「新」という風に書いておりますけれども、堀さんから小山さんまでの4人が再任、それから新任として寺木佳奈さん、旭町3丁目1番38号、林業でございます。寺木さんにつきましては、自伐型林業を営んでおります木もく蓮という法人を立ち上げておられて、特に町有林の恵比島町有林の間伐。それから、それら間伐を使った商品開発、販売、クマ笹茶、薪などの販売をいたしております。

特に特筆すべきは、環境保全学習なんかもフィールドワークで行っておりまして、また、地域財として森の輪っこプロジェクトというのに関わって、赤ちゃんに木を使った輪っこを差し上げるプロジェクトに参加したりしております。特にこの佳奈さんにつきましては、旦那さんと一緒に2人でこの法人を営んでるわけですが、地域研究として過去にタ

ンザニアでフィールドワークを行うなど、様々な経験、そして教育を学んでおります。社会教育委員に望ましい方ということでご提案申し上げます。

それからもう1人の新任、橋本恵美さん。緑町2番17号、会社員でございます。橋本さんにつきましては、吹ガールズという吹奏楽のサークル、それから沼田夜高太鼓。文化伝統芸能団体ですね、これのリーダーとして日々ご活躍されております。特にこういった文化サークル的な役割としては、リーダーとしていろんな方に影響力を持っております。社会教育委員として適任という風にご提案申し上げたいと思います。

最後に、佐藤貴宏さん。旭町2丁目5番66号、団体職員。沼田町土地改良区の職員でございます。

佐藤さんにつきましては、総合教育計画の策定に携わっていただいております。また、町内の町おこしグループゆきものがかりの若手の中ではリーダーとして動いておりますし、それから、社会体育としては、スキー学校の指導者ということで、非常にアクティブに多方面にわたって活躍いただいている人材でございます。社会教育委員適任ということでご提案させていただきます。

以上、社会教育委員3名の退任に伴いまして、3名の新任をご提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

はい、説明が終わりました。ご質問がございましたらお願いいたします。

○沼本委員

校長先生は当て職みたいな形だったんですか。

○教育長

いえ、社会教育委員を中々探せず、急遽その時お願いしたんです。元々は校長先生は社会教育委員ではなかったんですが、人選が追いつかなくなってしまったというのが正直なところで。人選に苦慮しまして、校長先生に入ってもらったというのが正直なところであります。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第11号は提案の通り承認ということに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

意義なしということで、議案第11号は提案の通り承認することに決定いたしました。

議案第12号沼田町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。説明お願いいたします。

○赤井課長

はい。議案第12号沼田町スポーツ推進委員の委嘱について。

沼田町スポーツ推進委員として別紙のものを移植する。令和6年3月27日提出。教育長名でございます。

社会教育委員と同じタイミングで任期2年となっております。別紙をご覧ください。沼田町スポーツ推進委員名簿でございます。定員は7名で、今回の改選のタイミングで全員再任ということでご提案申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。それでは、議案第12号沼田町スポーツ推進委員の委嘱については、提案の通り、承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第12号は提案通り決定いたします。

以上を持ちまして、本日予定していました議案は終了いたしました。これにて令和6年第1回沼田町教育委員会臨時会を終了いたします。お疲れ様でした。